

第9回教育委員会臨時会議事要録

詳細—教育部庶務課 電話03-3981-1141

附属機関又は会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育部庶務課	
開催日時	平成28年11月28日 午前9時	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	菅谷 眞（委員長）、藤原 孝子（委員長職務代理者）、樋口 郁代、北川 英恵、三田 一則（教育長）
	その他	教育部長、庶務課長、学務課長、学校施設課長、指導課長、教育センター所長、統括指導主事2名
	事務局	庶務課庶務グループ係長、庶務課庶務グループ係主事
公開の可否	一部公開 傍聴人1人	
非公開・一部公開の場合は、その理由	報告事項第6号は人事案件のため非公開	
会議次第	第35号議案	平成29年度教育目標について
	第36号議案	平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則改正について
	第37号議案	平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の改正について
	第38号議案	平成29年度教育課程について
	報告事項第1号	豊島区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について
	報告事項第2号	豊島区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
	報告事項第3号	能代市教育派遣団の報告
	報告事項第4号	インターナショナル・セーフスクール 日韓合同カンファレンス・アジア会議の報告
	報告事項第5号	三田一則教育長の執務報告
	報告事項第6号	平成28年第四回区議会定例会教育長所信表明

菅谷委員長)

皆さん、おはようございます。ただいまから第9回教育委員会臨時会を開きます。

本日の署名委員は、樋口委員と藤原委員にお願いしたいと思います。よろしく願います。

また、傍聴希望者がお一人いらっしゃいますが、皆さんよろしいでしょうか。

(委員全員了承)

菅谷委員長)

それでは、傍聴人の方の入場をお願いいたします。

<傍聴者入場>

(1) 第35号議案 平成29年度教育目標について

菅谷委員長)

それでは、第35号議案、平成29年度教育目標について、庶務課からご説明をよろしく願います。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。今、ご説明のように、平成29年度の教育目標は、次の学習指導要領の改訂を見据えて、比較的小さな変更ということでございます。最初に伺いたいのですが、今度の学習指導要領の改訂は何年度になりますか。

指導課長)

新学習指導要領の改訂につきましては、小学校におきましては平成32年から、中学校におきましては平成33年という形になりますが、本区におきましては、今申しました通り、道徳などの先行実施を中心に進めているところでございます。英語活動につきましても同じでございます。

統括指導主事)

完全実施は、今、指導課長が話した通りではございますが、学習指導要領につきましては、先行実施が許される場合がございます。来年か再来年、平成29年から30年にかけて、新しい学習指導要領が出されまして、先行実施が可能ということになりますので、正式には平成32年でございますが、前倒しで先行実施をするということも可能でございます。

菅谷委員長)

ありがとうございます。それでは委員の皆さん、平成29年度教育目標につきまして、ご意見、ご質問などがございましたらお願いいたします。

教育長、どうぞ。

三田教育長)

今、新学習指導要領のスケジュールについての答弁がありましたが、基本的に私たちの

間ではもう既に論点整理は終わっております。各教科、講習ごとの学習指導要領の骨格ができ上がってきておりますので、平成29年度、全国的な意見を集約して、これらについて全貌が明らかになって、年度末には最終的な文章ができ上がってくるものと思っております。

ただし、移行期間中、もう既にやっていいよというものもあるので、豊島区では、道徳についても英語についても、やるべきものはやっていくというスタンスです。完全実施だから、さあやりましょうと思っていると、もう次の新しい指導要領が出てきてしまいます。したがって、変化の激しい状況を踏まえると、新しく提案されてできるものについては、ゴーサインが出たら率先してやっていくというスタンスはこれまで通り変えないで、次期学習指導要領に向かっていくということで、平成29年度の教育目標も提案しているということをご理解いただければと思います。よろしく願いいたします。

菅谷委員長)

ありがとうございました。

今、教育長がお話されておりましたように、いろいろな改訂について、豊島区では今までも、少しでも先にできるものは先行してやっていこうということで進めてきました。そうすると、新学習指導要領の新たな変更点が、もちろんまだ決まったわけではありませんが、それにつなげていくような形を考えていかなければならないと思います。そういったところの新しい部分について、何かそういう情報があれば、掘り下げていきたいというようなことで、この教育目標の中に入れてくればいいのかと思います。

いろいろと教育目標の改正案をお示しいただきましたが、これにつきまして何かご意見ありますでしょうか。まず最初に3ページ、豊島区では幼児教育を非常に重視しているということで、こういう文言が入ったわけですが、これについて何かご意見はございますか。

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

幼児教育のあり方について検討という文言が入ったことは大変よかったと思います。次期は、時期の間違いではないかと思えます。あと(9)の教育センターのところですが、自閉症・情緒障害等の等がつくのではないかと思えますが、確認をお願いいたします。

菅谷委員長)

どうぞ。

教育センター所長)

平成29年度から南池袋小学校に設置する学級につきましては、自閉症・情緒障害学級というふうに要録も作られています。

藤原委員)

承知しました。私からは以上です。

菅谷委員長)

ここでの指導という言葉の主語は教育委員会になるのでしょうか。言葉が少しわかりに

くいように思います。また、現行の方に書いてある開設というのは、教育委員会が開設したということですか。

教育センター所長)

教育委員会の指導課の方で開設をしています。自閉症・情緒障害学級は今開設に向けて準備をしていて、平成29年4月からの開始となります。

菅谷委員長)

私が言いたかったのは、指導という言葉が、特別支援教育の指導をするのか、それとも支援を受ける子供たちの指導をするのか、そのあたりがわかりにくかったのでお尋ねしたのですが、いかがですか。

教育センター所長)

それでは、わかるような表現を検討し、改めて提案をさせていただきます。

藤原委員)

その点につきましては、特別支援、情緒障害固定学級における指導というふうに私は受けとめています。その前にあります障害のある子供たちが個々のニーズに応じた教育を受けられるよう、特別支援教室における巡回指導や自閉症・情緒障害固定学級における指導、それぞれにおいて指導の充実を図るというふうに受けとめましたが、それがはっきりするような文言になると、よろしいのではないかと思いますので、よろしく願いいたします。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。それでは、樋口委員どうぞ。

樋口委員)

今のところは、現行の方を読んでいただくとわかるように、教育委員会が何をするかというスタンスで書いてあるのに、改正案の方が、教育委員会がすることではなくて、学校がすることになってしまっているの、この点に委員長はアンバランスが生じているということをおっしゃっているのだと思いますので、ご検討ください。

菅谷委員長)

ありがとうございました。今、藤原委員がお話されたように、「学級の」の「の」を「学級における」としたほうがわかりやすいかと思いますが、そのあたりが少しわかりにくいように思いました。

樋口委員どうぞ。

樋口委員)

何点かお願いします。まず全体的に、漢字と平仮名の文言整理をもう一度見直されるとよろしいかと思ひます。一つ目が、「はぐくむ」という表記、「はぐくみ」とか動詞になっているところもありますが、漢字で「育む」と統一された方がよいと思ひます。

それから、二つ目は「取り組む」の表記、「取り」の「り」が入っているところと入っていないところがありますので、これは統一して、「り」、「む」を平仮名にするならするというようにお願ひいたします。

それから、三つ目は、何々の「あり方」という表記、平仮名と漢字と、共存しておりますので、ここを整理されるとよろしいかと思えます。

私の気がついたところは、そこがまず1点です。

2点目は、2ページですが、先程のご説明や教育長からのお話があったように、先行実施をしているというスタンスに立てば、1番の(2)道徳にかかるところですが、新しい学習指導要領では「道徳的実践力」という文言を使っていません。ここが既にご案内かと思えますが、「道徳的な判断力」、「心情」、「実践意欲」と「態度」という文言に変わっています。それをそのままここに入れるとなると少し長い文章になってしまいますが、そこが1点。

それから、同じことになりますが、2番の(2)次期学習指導要領改訂を見据え、課題の発見・解決に向けた「主体的・協働的な学び」のところで、去年までは文部科学省はこういう表現をしておりましたが、今年度は「主体的・対話的な深い学び」となっておりますので、私は先行実施をしている豊島区としては、そういうふうに文言を変えたほうがよいのではないかと思えます。

先行実施の観点からは、この2点です。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。樋口委員は道徳の大変ご専門でありますので、今のご指摘について、何かございますか。

指導課長)

ご指摘ありがとうございました。私どもの勉強不足の部分もございまして、再度、新学習指導要領等を確認しまして、文言の変更をさせていただきたいと思えます。

菅谷委員長)

教育長、どうぞ。

三田教育長)

これをどこで統一的に処理するかということですが、もう既に昨年度から検討を始めてきた幼稚園と小学校の接続の部分の「スタートカリキュラム」と「アプローチカリキュラム」ができ上がってきているのにもかかわらず、目標には何の記述もありません。私たちは小中一貫教育連携プログラムということを特に重視してやってくるはずなのに、方向が全く示されていないというのは、とても遺憾に思えます。例えば、3ページの2番の(10)幼児期における規範意識の芽生えの道徳性の育成のところですが、育成に関してこれまでやってくる事業は書かれてはいますが、幼稚園関係については預かり保育の部分的なことしか書いていません。しかし実際には、幼少の接続を重視して、幼稚園のカリキュラムを「スタートカリキュラム」や「アプローチカリキュラム」に基づいて、特に年長ではそういう取り組みを実践しているので、そのこともきちんと目標に反映すべきだと思います。指導課と学務課でよく相談をして、次回の提案ではぜひそのあたりのところをお願いしたいと思います。

併せて、今年度中に出来上がったカリキュラムをどの程度実践して、どういう成果があったのかということも含めて、きちんと確認していく必要があるというふうに思いますので、よろしくお願いをしたいと思います。

それから、4ページ3番の「(5) 保護者のニーズに対応する預かり保育」という部分ですが、直さないといけない表現だと思います。ただ「保護者のニーズに対応できる預かり保育」となると、何か教育委員会の枠をはめてしまい、保護者のどんなニーズがあっても、教育委員会ではできませんという、何かそういう取られ方をされてしまい、教育委員会の方針とは違うのではないかと思います。基本的には保護者の要望については、きちんと受け止めて前向きに検討をしてやっていくということで、工夫をしてそういう趣旨の表現にした方がいいのではないかと、少し気になったので、ご検討いただきたいと思います。

菅谷委員長)

今の教育長のご指摘は、私もそういうふうに感じておりまして、「対応する」と「できる」ですと、「できる」のほうが一步引いたような形に聞こえてしまうので、私も教育長と同じ意見でございます。学務課長、どうぞ。

学務課長)

できるという文言にしたのは、今の体制が預かり保育の体制として十分なのかどうか、そういう問題意識が学務課としてはありまして、そのあたりの体制をきちんと整えた上でという意味で書きましたが、誤解を招くといけないので、もう一度検討させていただきたいと思います。

菅谷委員長)

もちろん意味はわかっています。

今の4ページについて、教育長からもお話がありましたが、この改正の部分について、何かご意見はございますか。教育長、どうぞ。

三田教育長)

先ほど、樋口委員から発言があった道徳的実践力の文言の修正をどうするかという点について、新しい方向性をそのまま書くと長くなってしまうというお話もありましたが、例えば、移行期はこういうことで、新しい考え方はこうだと注釈をつけて、むしろこの教育目標を使う学校現場の方が、今度はこういうふうになる、変わっていくという意図を理解できるような形で注釈をつけてあげたらどうか。あるいは、もう思い切って変えてしまうか。変えるとしたら、逆にそこに注釈をつけて、これまでこういうことできたけれど、今度の学習指導要領でこう変わるので、こういう表現にしましたということで、いずれにしてもモデルチェンジするということを明らかにして、その使い分けをしたということが後づけできるようにした方がいいと思いますので、そのあたりをよろしくお願いをしたいと思います。

菅谷委員長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

もう一度この文章を読み返してみて、2ページ(2)のところですが、「特別の教科 道徳」の先行実施等により、つまり、これは道徳の時間だけに特化している言い方に見えます。私は、むしろ、ここの(2)は道徳性の育成を強化するというふうに着目させる方がいいと思います。そうすると、「特別の教科 道徳」という、そこに注釈をつけながらすると、すごく落ち着いてくると、今の教育長のお話をお聞きしながら思ったところなので、少しご検討いただければと思います。

別の件でよろしいでしょうか。

菅谷委員長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

4ページ上の(14)に校外学習等の実施によりをつけ加えられていますが、これをつけ加えた理由を教えてください。

学務課長)

平成29年度から、校外学習の実施先も変更になりますので、従前から行っていることではありますが、改めて、実施の目的とかを載せたということです。

菅谷委員長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ありがとうございます。宿泊行事を含めたことを話していらっしゃると思いますが、一般的に校外学習というと遠足とか、何々見学とか、そういうことを指しているの、そこは一般の方に伝わってこないの、集団での宿泊的などところが見えるような表現にすると、もしくは校外学習等と「等」を入れるとか。校外学習というふうにしてしまうと限定されてしまいますので、少しご検討いただければと思います。

それから、もう1点は、小中一貫教育とか小中連携とかいう言葉が私には見えてこないの、新しい小中連携校もできましたし、何かそういう文言を入れてほしいと思いますが、いかがでしょうか。

菅谷委員長)

今のご指摘について、どうでしょうか。

菅谷委員長)

どうぞ。

統括指導主事)

3ページ(7)のところに「子供たちの発達や学びの連続性を保障するため、異校種間の交流や幼・保、小・中連携教育プログラムの開発など、幼稚園・保育園と小学校及び小学校と中学校の円滑な接続を図る」というような形で表記をいたしております。

菅谷委員長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ありがとうございます。少し弱いように思います。せっかく新しい学校もできているところなので、何か工夫、検討していただければと思います。

菅谷委員長)

教育長、どうぞ。

三田教育長)

今のところはうちの看板になっているにもかかわらず、2番の(7)に出てきます。そういう順位の問題も含めて、今、樋口委員がお話されているのは、連携校がもう既に実現しているのに、実現する前の文言だったらこれで許せますが、平成29年度を迎えるときにモデル校としての実践が始まっていて、各ブロックごとに小中学連携をやっているのに、そういう評価の上に立ってこの文言で十分でしょうか。先を読んだ内容になっていますかということです。私自身も、樋口委員のご意見と同様に、何か後付けみたいで、もう既にやっていることを書いていてどうするのかという感想を持っています。いつまでもずっとこのままでいるというのはおかしな話で、実態に即して先を読んだ目標になっていないというご指摘だと受けとめました。ここはやはりきちんと議論をして、どの順位づけでやるのかということを考えてもらいたいと思います。

それから、今年の「豊島区の教育」の中に総合教育会議の重点課題を受けて、教育委員会が行う10の挑戦があります。その中で今の小中一貫教育についても示しております。従って、この受け止め方にばらつきがあって、教育委員会がばらばらに受けとめていると学校現場の実践はなかなか進まない、そういう話になってくるので、そこはぜひ抜本的に整理してもらいたいと思います。1課だけではなかなかまとまらない話だと思いますので、全課で協力して対応してもらいたいと思います。

菅谷委員長)

教育部長、どうぞ。

教育部長)

委員の皆さんからいろいろとご指摘いただき、ありがとうございます。これからまた教育総合会議も開催して、教育大綱も見直しをしていかないといけませんので、そういったものも視野に入れながら、さまざまな意見を踏まえた上で教育目標を再度出させていただきます。申し訳ございませんでした。

菅谷委員長)

ありがとうございます。それでは、次に5ページ、(9)に就学援助のこともございますが、何かご意見あります。

北川委員、どうぞ。

北川委員)

就学援助の方で、特に中学校に入学する際には制服などを購入するというので、入学前に本当に大きな金額が保護者の負担としてのしかかってきます。したがって、今回の目標の中に、就学援助で保護者の負担が減るということを盛り込んでいただけたということは非常に画期的なことだと思っております。是非、宜しく願いいたします。

菅谷委員長)

ありがとうございます。教育長、どうぞ。

三田教育長)

私は、少し違和感を覚えます。5ページの就学援助の方針そのものは、今、北川委員がお話された通りで、私たちも重く受け止めて、今回の議会でもそういう提案をしています。ただし、これは事務局の運営方針だと思います。これは教育目標なので、学校に示して、子供の教育の中身をどうするかということの目標なので、この場に出すのはなじまないのではないかと私は思いますが、委員の皆様、いかがでしょうか。

菅谷委員長)

今、教育長から一つご意見がございました。確かに教育目標の内容という点で、教育目標を遂行するためのいろいろな援助というようなことでももちろん関連はあるのですが、直接的な内容としては少し違和感があるというご意見ですけれど、いかがでしょうか。北川委員、どうぞ。

北川委員)

今、教育長からご意見がございましたように、そのような意図のある教育目標ということでしたら、少し目的から外れるというようなことで、確かにそのように感じます。一応、保護者の立場からすると、常日頃から非常に大きな要望として持っているということだけはご理解いただければと思います。

菅谷委員長)

学務課長、今のご指摘についていかがでしょうか。

学務課長)

教育長のご意見ももちろんですし、北川委員のご意見もそうだと思います。いろんな見方があるとは思いますが、子供たちに安心して学んでもらうための制度ということで、特に来年度から就学援助の制度についていろいろな改善を図るための準備を今進めておりますので、そういう意図をもって今回の目標に盛り込みましたが、委員の皆様のご意見にしたがってまいりたいと思います。

菅谷委員長)

ありがとうございます。もちろん、そういう意味があるということとはよくわかっていまして、樋口委員、今の点について何かご意見はございますか。

樋口委員) 意図は大変よくわかりますし、そういうことに気を配っていただけることはありがたいと思いますが、やはり書く内容の質としては少し違うのではないかと思います。むしろ、考えを事務局の中にしっかりと根づかせていくことが必要かと思えます。

菅谷委員長)

藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

この教育目標は、各学校が教育課程等の編成していく上で基準となる大きな役割を果たすものであり、学校が子供たちにどういう教育をするかということの基盤となるものです。むしろ、就学援助に関しては事務局の方の内部的な運用ですとか、そういったことにかかるとは思いますので、私はこの記載はなくてもいいと考えます。

菅谷委員長)

今、委員の皆さんから、就学援助に関しては教育目標から少し外れているというご指摘がありました。ただし、重要な部分ではありますので、この教育目標に限らず、どこか別の機会で見かすことができればいいと思います。教育長、何かありますか。

三田教育長)

先ほど教育部長から話がありましたとおり、今日の議論を整理してもう一度修正案を委員の皆さんにお示しし、了承を得た上で総合教育会議にかけていくことになると思います。そのときに、例えば運営上のことでも教育目標に反映させるべきものとして体験学習などが挙げられます。表裏一体の部分もありますが、やはり事務局サイドが行うものは、基本的にはその裏側の計画というか、そういうものだと思います。一方で、学校に示すのは、やはり子供に直接関わるものと、それから学校が編成する教育計画に直結する内容の基準ということで、先ほど藤原委員が整理してくれましたが、そういうスタンスで、この教育目標は書くべきだと思います。

菅谷委員長)

教育部長、どうぞ。

教育部長)

教育委員の皆さんからのご指摘のとおり、例えば、学校施設の整備や給食の体制とか、それから今議論となった就学援助などの教育行政の基盤となる部分につきましては、今回の教育目標からは少し外れるのではないかと思います。その土台にあるのは当然ですが、実際に文章としてお示しするのは、やはり教育の基本計画である教育ビジョンであり、その計画に基づいて毎年の組織目標が作成されます。その中に当然入ってくるものは、やはり子供にかかわる指導、それから教育の質の向上とか、どういった事業をどう展開するか等、そういった視点のものであり、それがまさに教育目標にあたると思います。就学援助については基盤の部分でございますので、改めて整理をして修正したものを出させていただきます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

大変細かいレベルの話で恐縮ですが、1とか2の次に点がふってあります。標記上の問題ですが、この点はないほうがいいと思います。

菅谷委員長)

教育長、どうぞ。

三田教育長)

今のご指摘の通り、このところ、公文書の記述がきちんと文章基準に則っていないということが多く感じられます。記号を前にしたら1文字スペースあけて書き出すとか、改行段落をきちんとつけるということは基本中の基本だと思いますが、最近は改行段落のない、全部左寄せの文章とか、教育委員会だけでなく役所の中でもたくさん出てきて、もう目に余る状態です。私もいろいろなところで、もっと文章の基本に則って公文書を書くべきだと言っています。教育目標ですから、教育委員会が責任をもってしっかりやるべきです。事務局の皆さんは直接の当事者ではありませんが、指導課の指導主事の皆さんは国語教育の指導を実際に行っているわけですから。日本語の正しい表記そのものを私たちが崩しているというのは何事かという声はやはりあると思いますので、今のご指摘をきちんと受け止めて、身を引き締めて、原則に立ち返って記述をするということを心掛けてまいりたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。それでは、次にまいりたいと思います。

ICT機器のところは、機器という言葉を入れてもらい大変わかりやすくなったと思います。この点に関しては特にご異議はないかと思います。

それでは、6ページ、教科、道徳のところですが、ここは先行実施のことを少し細かく書いておりますが、これについて何かご意見はありますか。樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

本当に細かいことばかり申し上げて申し訳ありませんが、教育目標の文言というのは、私自身も大変神経を使って作ってきた体験がありますので、豊島区の教育目標は本当にすばらしいと思っていただきたいので、お聞きしますが、「から」を何で「より」に変えたのでしょうか。

菅谷委員長)

統括指導主事どうぞ。

統括指導主事)

6ページの「特別の教科 道徳」なんですけど、今年度より先行実施で進めており、もう既に先行実施をスタートしていますということで表記を変えさせていただいたところです。

菅谷委員長)

樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

ごめんなさい、国語的なことを言っているのですが、たぶん「から」で大丈夫だと思います。

私ももう一度調べ直してみますが。

統括指導主事)

ありがとうございます。

菅谷委員長)

北川委員、どうぞ。

北川委員)

もっと先の箇所でもよろしいですか。

菅谷委員長)

どうぞ。

北川委員)

とても細かいことで、今回の改正に上がっている部分ではありませんが、どちらの表記が正しいのかと思ひまして、3ページの現行の(11)の「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会」という表現と、6ページの現行の(3)の「2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会」という表現、表現が2種類ございますが、いかがでしょうか。

菅谷委員長)

どうぞ。

統括指導主事)

きちんと調べ直しまして、文言を全て統一をさせていただきたいと思います。

菅谷委員長)

ありがとうございます。他に全体通して、何かご意見ございますか。教育長。

三田教育長)

今のような文言の使い方については、やはり学習指導要領とか、東京都教育委員会の教育目標とか、そういうものに一貫して使われていますので、それに準じて使うというのは基本的なスタンスだと思います。それ以外にも文言の使い方ではどうかとお気づきのものについても、今日ここで全て出なくてもいいので、もう一度改めて見直していただき、気になるところがありましたら、どうぞ事務局にご意見を寄せていただければと思います。とにかく次の教育委員会では、正式に教育委員会としてこれを決定していただいて、次の総合教育会議の中で提案していきたいと思いますので、どうぞ宜しくお願いしたいと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。もちろん全体的の流れとしましては私たちもよく分かっています、細かい点を今一度ご検討いただければと思います。結局、一番最初に少し申し上げましたが、新しい改定に向けて今少し変わってきたというようなところが、一つ強調されてもいいので、幼児教育というようなことが一つの新しい部分だと思います。それから、内容的には道徳教育の充実とか、そういったことも踏まえていますが、これは少

し先行してやっていくというような形かと思います。今、平成28年度と29年度の教育目標の違いについて、次期学習指導要領の改定に向けて、少しずつ進化しているというようなところを書き込めるといいと思います。この案自体に今日いろいろご意見をいただきましたので、次回に向けて検討していただくということによろしいでしょうか。

庶務課長)

はい。

菅谷委員長)

それでは、次回の教育委員会に最終的な見直し案を出していただいて、そこで教育委員会としての承認をしたいと思います。この件につきましては、これで議論を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

(2) 第36号議案 平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正について

菅谷委員長)

それでは、続きまして、第36号議案、平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の改正について、庶務課です。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

勤勉手当について、少し増額になるという内容ですが、これは人事院勧告に基づいているのですか。

庶務課長)

はい、ご指摘のとおりです。特別区人事委員会の勧告に基づいて、給与改正をするものでございます。

菅谷委員長)

教育長、どうぞ。

三田教育長)

地教行法の第55条により、事務の一部が東京都から豊島区の方に移管されました。その中で、幼稚園教諭の身分については、東京都が今まで管理していたのが、区市町村教育委員会が管理することになりました。区の職員の給与に関する条例改正は、一般的には区長部局の方でやるのですが、幼稚園教諭に関しても、条例改正は区長部局で行い、規則については教育委員会で行います。

今年度、私は特別区人事厚生事務組合教育委員会の委員の任を担っていますが、この間、組合教育委員会が開かれて、そこで東京都から示された人事委員会勧告について了承しております。職員団体交渉も終えておりますので、今日、教育委員会で決定してくださいますと、平成28年度分から適用される形で支給が行われるというものです。よろしく願います。

菅谷委員長)

この議案は、特に反対するようなことはないかと思います。よろしいですね。これについては了承いたしました。

(委員全員異議なし 第36号議案了承)

(3) 第37号議案 平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の改正について

菅谷委員長)

それでは、続きまして第37号議案、平成28年特別区人事委員会給与勧告に伴う幼稚園教育職員の初任給、昇格及び昇給に関する規則の改正について、庶務課よりよろしくお願いします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

昇給表につきましても、給与額と連動しているわけで、給与額が変更になると、昇給表も改正されるということです。これについても、特に意義はないかと思いますが、よろしいですね。これについては、承認いたします。

(委員全員異議なし 第37号議案了承)

(4) 第38号議案 平成29年度教育課程について

菅谷委員長)

それでは、第38号議案、平成29年度教育課程について、指導課よりご説明をお願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。来年度の学校の日程表ですが、何かご意見、ご質問はございますでしょうか。北川委員、どうぞ。

北川委員)

幼稚園には卒園式というものはないのでしょうか。教えてください。

菅谷委員長)

どうぞ。

統括指導主事)

幼稚園の場合は修了式が卒園式に当たります。

菅谷委員長)

ありがとうございました。樋口委員、どうぞ。

樋口委員)

3学期の幼稚園の終業式はいつですか。

菅谷委員長)

どうぞ。

統括指導主事)

幼稚園の場合は修了式と一緒にを行う形になります。

樋口委員)

そうすると、卒業時だけのことを修了式と言っているのではないという解釈でよろしいでしょうか。

統括指導主事)

それぞれ年少、年長ともに修了式が最後の日になりまして、年長の場合はそこが卒園式の扱いになるということでございます。

菅谷委員長)

よろしいですか。

樋口委員)

はい。

菅谷委員長)

これについては、皆さん了承でよろしいですね。それでは承認したいと思います。

(委員全員異議なし 第38号議案了承)

(5) 報告事項第1号 豊島区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正について

(6) 報告事項第2号 豊島区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について

菅谷委員長)

それでは、続きまして報告事項第1号、豊島区教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部改正についてと、報告事項第2号、豊島区行政委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、一括審議いたします。庶務課よりお願いします。

<庶務課長 資料説明>

菅谷委員長)

それでは、今ご説明いただきました件について、何かご質問、あるいはご意見ございますか。

第1号の改正内容は、研修を受ける場合等には職務に専念する義務を免除されることとする規定ですが、現在の教育長には、このような規定はなかったのですか。

庶務課長)

今もでございます。現在の教育長は、一般職の身分も併せ持っておりまして、我々と同様に職務専念義務の免除という規定が適用されます。今回、新教育長となりまして、法その

ものに職務専念義務が規定されました。改めて、そのことについて特例を作る法的な整備が必要になりましたので、実態は変わらないのですが、法の整備ということになります。
菅谷委員長)

部長、お願いします。

教育部長)

特別職と一般職の違いという点から説明いたします。通常一般職の職員につきましては、地方公務員法の適用がございます。地方公務員法では、条文の中に職務専念義務が規定されています。

対して、区長、副区長といった方々が該当します特別職につきましては、この地方公務員法の適用がありませんので、職務専念義務もございません。ただ、教育長は、これまで一般職としての身分もあり、地方公務員法の適用がございましたので、教育的な中立性、継続性、安定性を保つために職務専念義務があったわけです。

地教行法の改正により、新教育長は特別職としての身分のみになり、職務専念義務については法律の中で規定がされました。それに基づき、今回条例の改正を行い、条例にも明文化して規定するということになります

今までも教育長の職務専念義務も、その特例もあったのですが、それは一般職として地方公務員法が適用されていたため、特別職というのは地方公務員法の適用がないため、こういった形で法整備したということでございます。

菅谷委員長)

よく分かりました。第2号につきましても、私たちが給料を決めるわけではありませんので、特にご異議はないかと思いますが、意見等ありますか。

菅谷委員長)

それでは、この二つの件につきましては、了承いたしました。

(報告事項第1号了承)

(報告事項第2号了承)

(7) 報告事項第3号 能代市教員派遣団の報告

菅谷委員長)

続きまして報告事項第3号、能代市教員派遣団の報告について、指導課よりご説明をお願いいたします。

<統括指導主事 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。先日の能代市教員派遣団に私たち教育委員も同行いたしました。同行された委員の皆様、何か感想とか、ご意見等ございますか。北川委員、どうぞ。

北川委員)

今回の一泊二日の派遣で、私としても本当に中身の濃い研修にもなったと実感しております。私は二ツ井中学校の授業を参観させていただきましたが、まず生徒たちの様子を見て、これだけの授業態度というのは中学生になってから指導したものではなく、小学校の小さいころから指導されてきたことが、中学生になってもきちんとできているという、小中の流れというものを改めて実感いたしました。

また、能代市の保護者の方とお話をしたときに、例えば家庭学習では、小学校の低学年であれば、お母様自らが問題を作って出してあげたりもするというお話を聞きました。ということは、保護者がきちんと今学校でどのようなことを子供たちが学んでいるのかということを理解しているからこそできる家庭学習の方法だと感心しました。私たちは、どうしても家庭学習を見てあげる際に、例えばドリルとかでは、子供たちがやっているところを丸つけするとか、音読を聞くぐらいで終わってしまっていたので、少し反省するところも含めまして、能代市ではさらに深い方法というものをきちんと実践されています。また、そのような教育を受けた子供が大人になって、また自分の子供たちに同じことをしてあげるという循環ができ上がっていくのではないかと思います。本当に貴重な経験をさせていただいたと思います。ありがとうございました。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。藤原委員はいかがですか。

藤原委員)

一泊二日で能代市の教育を視察することができて、私自身もとても良い研修になりました。そして、参加された本区の先生方にとっても、本当に素晴らしい研修になったのではないかと思います。百聞は一見にしかずといいますが、能代市の先生方の貪欲なまでの自分を磨いていく姿勢に非常に心を打たれました。それを参加した教員は皆、実感したと思います。自分の力を高めるために、日ごろからどんな努力をしているか、それは学習指導のみならず、学級経営、そして学校全体の取り組みにおいて、日常の生活の過ごし方、学校に入るときの挨拶から、それこそ廊下の歩き方、挙手の仕方、そして相互指名の仕方に至るまで、それから、お友達の意見を聞きながら、自分の言葉でそれをまた説明して、また改めて確認し合う姿など、そこには本当に学び合う姿がありました。私たちは、豊島区の子供たちにもそれができると信じています。それには、やはり今回派遣され、そしてこれまでに派遣された教員が、どのようにして学んだことを自分の学校のみならず、区全体に効果を波及させていくかということが鍵になるというふうに思っています。

したがって、先ほど統括指導主事からお話がありましたその広め方をどうするか、教務主任研修とかいろいろな場での報告はあるかと思いますが、彌永先生がやったような授業を直に見せてあげることが非常に有効だと思います。具体的には、板書がどのように構成されていたら子供が見通しをもって学べるのか。そして、子供たちがどういう発表の仕方、つまり言語活動をしたら子供たちがお互いに刺激し合って、さらにいいものができ上がっていくのかということなどを如実に見るような、そういった模擬

授業を実施していただければ、さらに学びが広がっていくのではないかというふうに思いますので、そのあたりのご検討をぜひお願いいたします。

それから、ご家庭に向けては自学ノートです。子供たちは自学ノートで勉強していますが、具体的にその内容について、どんなことが書かれていて、どの程度の効果があるのか。本区でももう既に行っている学校がありますので、そういったものを参考にしながら、よりよい家庭との連携を図っていただけたらと思います。非常にいい勉強をさせていただきました。ありがとうございました。

それと、派遣の先生方からはもう報告書は上がってきていますでしょうか。

統括指導主事)

11月30日が報告書の締め切りとなっております、それをもとに12月5日に全員が集まり報告会を行う予定でございます。

藤原委員)

ありがとうございます。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。私も今回中学校の授業を参観させていただきましたが、私は教育の専門家ではないものですから、実際にその授業を自分自身が受けてみたいと思うか否かという基準で見させていただきました。今回の授業は数学で、しかも幾何の内容でした。幾何というのは、この間の学力テストの考察でもわかりますように、生徒の点数は皆さん低いです。なかなか幾何はわかりにくく、外面的にこうやらないといけないというようなところがあります。

派遣で行かれた小高先生はいろいろと工夫をして授業を行っておられると私自身非常に感心して見ていました。こういう授業だったら受けてみたいというのが私の評価でしたけれども、委員の皆さんがおっしゃるように、子供たちは授業に非常に集中していました。集中力に関しては、能代市の子供たちの方が豊島区の子供たちよりも一段上ではないかというのが率直な感想です。見学者が非常に多い中で、能代市の先生方、子供たちは何か見学者慣れしているのかと思うくらい、集中力が途切れませんでした。最初から最後まで授業に集中していて、豊島区の生徒だと、この間の研究発表会に行っても、私たちの方に気を取られてしまうというようなところが少しあって、そのあたりの集中力の違いを感じました。それにしても、小高先生の授業は非常によかったかと私は思いました。

二日目は、小学生の英語の授業を参観しましたが、豊島区と能代市では授業内容が大分違い、豊島区の方が教育環境が整っていると思いました。先日の読書感想文の英語発表を聞いても、豊島区の子供たちは大変よくできていて、英語については豊島区の方がやや進んでいると感じました。しかし、そういう差異は連携によってお互いがいい点をどんどん吸収し合っていくので、そういった点でも教育連携をしていく意味が非常に大きいのではないかと思います。先程、藤原委員もおっしゃいましたように、こういった成果をどれだけ区内の他の先生方に繋げていくのかということがこれからの課題となってくると思いま

す。

最後に教育長からご感想をどうぞ。

三田教育長)

私も能代市を訪問したのはこれで5回目となります。毎回授業を見せてもらい、行くたびに深い学びをするなど私自身感じております。今回の二ツ井小学校では、校長先生の学校教育方針として、授業のユニバーサルデザイン化があります。ユニバーサル化とは意味が違い、ユニバーサルデザイン化です。つまり、誰が見てもわかりやすい、見える化されていて分かりやすい授業です。資料の提示でも、話し合いの仕方でも、板書でも、ノート指導でも、誰が見ても分かるものです。ですから、子供の能力の違いとか、スキルの違いを感じさせません。全部が徹底して見える化され、わかりやすい、焦点化・重点化された授業がコンパクトに行われていて、教師も子供も真剣勝負です。1時間1時間の授業をみんなで創っていった授業を乱す者がいない、感動を分かち合う素晴らしい授業を目の当たりにして、これは本当に日々の努力以外にないということを実感しました。そういう意味で、豊島区がこれまで授業で教育を変えていこう、授業改善を通して教育の内容と指導の方法を改善していこうという流れというのは、やはり正しかったということを改めて感じました。事業を始めた当初は、研究校での研究授業の奨励もなかなか進まない時期もありましたが、今は全ての学校で研究発表を行うということで、教員も研究発表を通してスキルアップを図っていくという流れが定着してきており、基本的に能代市と同じ方向を向いてきました。

このように、豊島区の中でも少しずつ先生方のレベルアップが図られていますが、人事異動で人が変わり、管理職も変わっていくということで、継続させるだけでも相当なエネルギーが必要です。さらに向上させようということになれば、もっと大きなエネルギーが必要になるということで、その中で能代市からたくさんのヒントをいただいたと思います。児童・生徒同士の学び合いということは、もうずっと能代市がやっていて、言語活動を中心とした学び合いです。

それから、自学ノート。これは、自分のウォーミングアップができるように、いつでもスタンバイできる、そういう学習をしています。「ちょこ見研」というのは、いわゆる私たちが行っているOJTですが、OJTほどの仰々しい学びではなくて、工夫すれば私たちの中にはそういう学びがたくさんできるということ、きちんと教えてくれていると思います。「教科の壁」を越えるということはものすごく大事なことだと思います。これからの新しい学習指導要領の観点というのも、まさにここを言っています。これまで全国的に、総合的な学習にしっかり取り組んでいる学校のレベルはすごく上がっています。それは何かといったら横断的な視点です。授業が余りにも細分化して、分析的にやり過ぎて、全体が見えなくなっているということで、総合と分析の機能として、学習上行ったり来たりする、そういう点でもこの「教科の壁」というのはものすごく大事な問題提起です。特にこれを打ち破るには小学校も中学校も「校種の壁」を破らないといけません。教員自身

が小中にかかわらず「教科の壁」を登っていくことであります。優れた方法、つまり共通する優れた指導の方法、学びの方法、こういうものを子供と教師が分かち合っていていくということがものすごく大事だということを、掲示物一つ見ても能代の先生方は徹底していると改めて感じました。そうしたところの徹底を私たちはまだまだ心してやっていかないといけないと思いました。

今回、私は小学校の方で朋有小学校の彌永先生の授業を見ましたが、この先生は能代市に以前から居たのではないかと思うぐらい能代市の教育に馴染んでいて、大変素晴らしい授業を行っていました。この先生を豊島区でしっかりと育てて、いい授業をやってもらいたいと思いました。

先程から各委員のご発言にありますように、これをどうやって他の先生方に伝えていくのかということはものすごく大事だと思います。12月5日の報告会は期待しています。何か少人数で能代市に行ってきましたというような報告ではなくて、ぜひインパクトのある、影響力のある企画にしてもらいたいと思います。

それから、もう一つお願いがありまして、いつも感じていることですが、参加した先生方の声というのを指導主事の先生方は把握されていると思いますが、参加された先生方の生の声で聞きたいです。それから報告書も何か整理されて直されてしまうと標準化されてしまい、その人の個性的な考えとか感じ方とか、学びというのが見えてきません。今後、報告書が出てくると思いますが、ぜひ率直な生の声を受け止めて聞くという姿勢を持ってほしいと思います。大変有意義な時間だったと思いますし、もう一つ、私は能代市側のご配慮というか、非常に温かく私たちを迎え入れてくださり、どちらかといったらこれまで胸を借りている方が多かったのではないかと思います。それでも、豊島区にも素晴らしいものがあるということで引き立ててくださっています。何と言っても、トップの齋藤市長をはじめ教育委員会の皆さんも本当に温かい、ああいう懐が広いからこそ先生方や子供たちが頑張れるということを改めて感じました。豊島区の教育委員会も本当にそういう意味で他の自治体になく連携ができて、来年度に向けてこれからも両教育委員会で無理のない範囲で継続してやっていきたいと思います。確認してまいりました。

樋口委員には本当に申し訳ございませんが、来年、また、こういう機会を設けたいと思いますので、是非ご参加して見ていただければと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。樋口委員は今回ご都合により参加できませんでしたが、委員の皆さんのいろいろな話を聞いてみて何か感じたことはございますか。

樋口委員)

本当に委員の皆様のお話を伺っているだけで、素晴らしい実践を日々積んでいらっしゃるということを感じるとともに、市を挙げて取り組んでいるというところに強みを感じます。一つの学校、二つの学校ということではなくて、能代市全体が一つのベクトルに向かって取り組んでいるから強いのだろうというふうに思います。私は、豊島の教員の中にも

素晴らしい先生がたくさんいると思いますが、どう連携が取れているのか、そのところを豊島区としてしっかり繋いでいったらさらに素晴らしくなるのではないかと大いに期待をしているところであります。

来年度、是非ご一緒させて学ばせていただきたいと存じますので、よろしくお願いいたします。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。先程、報告会のお話をされていましたが、日にちを今一度教えてください。

統括指導主事)

12月5日に派遣団の報告会を行います。その様子につきましては、また教育委員会の場で報告させていただきたいと思います。

菅谷委員長)

楽しみに待ちたいと思います。

それでは、この件につきましては以上ということで、今回の派遣団も全体的にいい成果を収めたのではないかと思います。ありがとうございました。

(委員全員異議なし 報告事項第3号了承)

(8) 報告事項第4号 インターナショナル・セーフスクール 日韓合同カンファレンス・アジア会議の報告

菅谷委員長)

次に、報告事項第4号、インターナショナル・セーフスクールの日韓合同カンファレンス・アジア会議の報告につきまして、教育長よりご説明をお願いいたします。

<教育長 資料説明>

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。教育長の韓国でのスピーチ、非常によくまとまっていて、分かりやすく素晴らしい内容だったと思います。委員の皆さん、何かご感想はありますか。藤原委員、どうぞ。

藤原委員)

インターナショナル・セーフスクールの取り組みについて、改めて教育委員会の役割と展望ということで講演されたことは非常に素晴らしいことだと思います。今まで進めてきたことを資料としてわかりやすくまとめて、プレゼンテーションされたというのは初めてのことだと思います。セーフスクール・サミットもありましたが、そういったことも含めて、この取り組みがどういう意味があったのかということが非常によく理解できる、確認できる場になったと思います。超過密スケジュールの中、教育長、そして指導主事の先生にこのような形で報告をしていただきましたこと、感謝申し上げます。ありがとうございました。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。樋口委員、何かございますか。

樋口委員)

お疲れさまでございました。先ほど、能代市の教員派遣団報告のときにベクトルを同じ方向に市を挙げてという話をしましたけれども、まさに豊島区を挙げて、区の安心安全を学校バージョンでという非常に大きな視点からのお話だったので、大変参考になりましたし、今後の方向性もよく理解できたところでございます。

また、朝日新聞の掲載記事も読ませていただきました。西村校長先生の表情がとても素晴らしかったです。記事を読ませていただいて、学校が地域とともに頑張っている姿は本当に嬉しく思います。この間もそうでしたが、子供の頑張っている姿が全てを物語っていると思います。

教育長、松原指導主事、本当にお疲れさまでございました。

菅谷委員長)

どうもありがとうございます。北川委員、何かございますか。

北川委員)

先程、豊島区は子供がまず中心になって考え、いろいろ動いているという話がございましたが、豊島区の目指す教育として、まず子供自らが学ぶということが挙げられておりますので、そこにも通じる活動になっていると改めて感じました。また、そこに地域との連携が図られています。高密度な都市部にある学校では昨今、地域の顔がなかなか見えないというような問題もありますが、地域と家庭と学校がつながるという非常に大きな意味合いを持った活動であるということを感じております。本当に教育長をはじめ、韓国を訪問された皆様のご苦勞に感謝したいと思います。どうもありがとうございました。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。

一つお尋ねしたいのですが、韓国の方は、今の日本のセーフスクールの取り組み、豊島区の取り組みについて、どのような感想をいただいたのでしょうか。

三田教育長)

今回のアジア・カンファレンス会議に出席されている方から、「日本は皆こうなのか」ということを聞かれました。それに対して白石先生の方から、日本でセーフスクールを取得する自治体は年々増えており、これからもまだまだ増えていくであろう、その中でも豊島区はスペシャルな取り組みを行っているという話をされました。

日本と韓国での違いは何かというと、教育委員会がどれだけフォローする立場に回っているかということだと思います。学校には頑張れと言うけれども、一方で教育委員会は何か余り熱が入っていないというようなところが地域によってはありまして、そこがちょっとした違いになっていて、その点が日本はすごいと感動されていて、日本は皆こうなのかという意識を持たれていました。それに対して事務局の方が今回は先進事例として豊島区の三田

教育長を呼んだというようなお話をされていたことが非常に印象的でした。

お互いの違いはあるけれど、先ほど報告しましたように、韓国でもものすごく進んでいるところはありません、それを逆に私たちが学ぶ必要があるというようなところもございました。それから、教育委員会と学校との関わりについては、国のシステムの違いはありますが、私たちのような工夫が大事だということを韓国の方も強く感じられたと思いますので、とても意義のあるカンファレンスであったと思います。

菅谷委員長)

どうもありがとうございました。インターナショナル・セーフスクールの認証というのは、豊島区としても、もちろん教育委員会が中心ではありますが、学校もある意味非常に大きな負担を強いられます。その負担を乗り越えて大変いい成果が出ているということで、セーフスクールの取り組みを豊島区から積極的に発信していくことが大事なのではないかと思います。

豊島区の教育の中でもセーフスクールの取り組みは一つの目玉商品のような気がします。それが結局は、子供の教育にとっても大変役に立っているわけで、教育委員会としても継続してこの取り組みを応援していきたいと思いますので、どうぞよろしく願いいたします。

(委員全員異議なし 報告事項第4号了承)

(9) 報告事項第5号 三田一則教育長の執務報告

菅谷委員長)

それでは最後の案件報告となりますが、第5号、教育長の執務報告につきまして、庶務課長よりお願いいたします。

<教育長 資料説明>

菅谷委員長)

ありがとうございました。今、教育長の執務報告がございましたが、相変わらず忙しいという感想をもちました。委員の皆さん、よろしいですか。

(委員全員異議なし 報告事項第5号了承)

菅谷委員長)

それでは、本日の案件はこれで全て終わりますので、傍聴人の方はここでご退席をお願いしたいと思います。

以上をもちまして、第9回教育委員会臨時会を終了いたします。ご協力ありがとうございました。

(午前11時30分 閉会)